

午前十時 一分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第六号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

（観光経済委員会委員長・原 克実君登壇）

○観光経済委員会委員長（原 克実君） 観光経済委員会は、去る六月十四日の本会議において付託を受けました議案二件について、六月十八日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第五十五号平成十六年度別府市温泉事業特別会計補正予算（第一号）についてであります。

まず、当局より、土地開発公社による「鉄輪むし湯」建設予定地の先行取得に関して、地元住民からの建てかえの強い要望があること及び平成十七年度からの新規補助事業に組み込むよう協議を進めているなど、これまでの経過と債務負担行為に至った理由についての説明がなされました。

委員より、現在ある「むし湯」の跡地利用については、どのように考えているかとの質疑に対し、当初、足湯の設置を考えていたが、湯温が非常に高いため、現在では、「むし湯」に訪れるお客様が一時休憩できるような東屋的なものをつくりたいと考えているとの答弁がなされました。

また、委員より、建物の管理を地元の方にさせていただくとか、代替駐車場についての地元の方の理解は得られているかとの質疑に対し、土地の取得後に十分な協議をさせていただきたいとの答弁がなされました。

さらに、土地の取得に関して、地権者との交渉内容について公表できないかとの質疑に対し、現在も交渉中であるので、公表は差し控えたいとの回答がなされました。

最後に、委員より、周辺の道幅が狭いので、防災面についても考慮し、地元の方に十分説明してほしいとの要望がなされました。

以上の経過を踏まえ、最終的に議第五十五号平成十六年度別府市温泉事業特別会計補正予算（第一号）については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第六十五号市長専決処分についてであります。

当局より、別府市中小企業向けの制度融資にかかる損失補償金について、その補償元金残額の百分の二十または百分の三十とその利息残額の債務負担行為補正についての説明がなされました。

当委員会においては、その内容を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり承認すべ

きものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案二件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 厚生委員会委員長。

（厚生委員会副委員長・黒木愛一郎君登壇）

○厚生委員会副委員長（黒木愛一郎君） 委員長にかわりまして、副委員長の私の方から御報告いたします。

厚生委員会は、去る六月十四日の本会議において付託を受けました議第五十三号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分外八件につきまして、六月十八日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

最初に、社会福祉課関係部分では、平成十六年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分の社会福祉協議会に要する経費の追加額について、当局より、この補正予算の内容は本年十月に開館する仮称・北部コミュニティセンターの運営に関する経費であり、一階に併設される児童館部分にかかる経費を面積及び使用時間で案分し算出した額と、社会福祉協議会の自主財源としての利用料収入を差し引いた半年分の金額を計上しているとの説明がなされました。

委員より、新規に採用する嘱託職員については、北部地区で地域の活動をしている方や活動しようという意欲のある方を採用するなど、人事面での配慮は可能かとの問いに対し、社会福祉協議会が採用を決定いたしますが、地域の実情に詳しい人材を採用できるように社会福祉協議会と協議してまいりたいとの当局答弁を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

続いて、児童家庭課関係部分であります。

議第五十三号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分及び議第五十九号別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、先ほど社会福祉課の部分で述べました仮称・北部コミュニティセンターの一階にできる児童館の開設及び運営に関するものであり、また議第六十二号工事請負契約の締結については、西別府病院西側の市有地に保育所、児童館、子育て支援センター等の機能を有する仮称・西部地域児童福祉施設を建設するため業者と締結するものであるとの当局説明がなされたところ、委員より、児童館開設に当たり職員は準備しているのか、また他の児童館勤務を経験した者がいるのかとの質問に対し、現在正規職員三名、嘱託職員二名を亀川出張所の二階に準備室を開設し準備を行っている。またその中には南部児童館で児童厚生員を経験した者が含まれているとの答弁がなされました。

また、委員より、需用費で賄う用品などについても今後大事に使っていただきたいとの要望もなされました。

以上の質疑を踏まえそれぞれ採決の結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に介護保険課関係部分では、議第五十六号別府市介護保険事業特別会計（第一号）の補正内容は、国からの全額補助金を受けて介護給付費適正化事業に基づき、レセプト点検等を行う費用である。また嘱託徴収員を雇用し第一号被保険者保険料の収納対策を行うものであるとの当局説明がなされたところ、委員より、賦課収納を行う第一号保険者の保険料の未納については、当局はどのような分析をしているかとの問いに対し、単に生活が苦しいという未納理由のほかに、制度が複雑であり仕組みが理解されていないために、未納になっている場合が最近多くなっているのではないかと答弁がなされました。この件については採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

続いて、保険年金課関係部分では、議第六十号別府市国民健康保険税条例の一部改正についてにおいて、委員より、保険財政を安定させるためにも、保険税の滞納問題を改善すべきであるとの要望に対し、悪質な滞納者については差し押さえなどの処分も検討し努力してまいりたいとの答弁がなされ、採決の結果、賛成者多数で可決すべきものと決定いたしました。

また、議第七十二号市長専決処分については、当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

最後に、保健医療課、市民課関係部分の議第五十四号平成十六年度別府市老人保健特別会計補正予算（第二号）、議第六十七号市長専決処分について及び議第五十八号別府市手数料条例の一部改正については、いずれも当局説明を適切妥当と認め、それぞれ採決の結果、全員異議なく可決及び承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の結果と経過について御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・山本一成君登壇）

○建設水道委員会委員長（山本一成君） 建設水道委員会は、去る六月十四日の本会議において付託を受けました議第五十三号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分外一件について、六月十八日に委員会を開会し、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

最初に、議第五十三号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第二号）、公園緑地課関係部分であります。

当局より、鉄輪地獄地帯公園を整備するための国庫補助金の増額に伴う補正予算であり、事業認可区域の未整備区域中一・三ヘクタールに、バリアフリーを取り入れながら、芝生広場や、現存する自然林を生かした公園整備をするものであるとの説明がなされました。

これに対し委員より、同公園は、休日、祝日ともに多くの市民が訪れるすばらしい公園だとしながらも、モニュメントの説明看板やネーミング、隣接する北中塚原線の交通安全性の確保についての要望がなされたところであります。

また、今後の市全体の公園整備や管理等についての質問に対し当局より、バリアフリー化をより一層推進するとともに、百五十一カ所の公園管理については、昨今の厳しい財政状況の中、今後は行政だけでなく、里親制度や指定管理者制度など、市民参加による管理運営方法の導入を検討しなければならないと考えている等の答弁がなされました。

また委員より、公園の利用者が児童から高齢者へと変化をしており、このような状況も踏まえた公園整備が必要であるとの意見がなされましたが、最終的には当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第六十六号市長専決処分についてであります。当局より、別府市公共下水道特別会計の平成十五年度決算見込みを算出したところ、歳入不足となったため繰上充用するものであるとの説明がなされました。

これに対し委員より、今年度、公共下水道使用料を値上げしたことにより、来年度の繰上充用は発生しないと考えるよいか、また、現在の計画では、市街化区域内を公共下水道により整備するということになっているが、計画完了時の汚水量に対し、終末処理場の処理能力で対応できるのか、増設などが必要となってくるのではないかと質疑がなされました。

これに対し当局より、繰上充用は平成十六年度も同額程度発生する。また、現在の処理場は、事業認可区域内の約九万人の計画に対し、順次処理場の処理能力を整備しており、全体計画に対し増設が必要であるとの答弁がなされました。

また、委員より、公共下水道の完備には相当の期間を有し、認可区域を拡張すればするほど赤字になるばかりではなく、本市の環境問題にも重要な影響を及ぼすと考えられる。先進都市では、公共下水道と合併浄化槽の一戸当りの経費比較を明確にし、全体計画を見直した上で、さらに毎年計画を精査している事例もあり、公衆衛生の向上に加え、本市の河川等の自然、環境問題を視野に入れ、本市の事業計画も早急に見直しを行うべきであるとの強い要望がなされたところあります。

最終的に、議第六十六号市長専決処分については、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定をいたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・平野文活君登壇）

○総務文教委員会委員長（平野文活君） 総務文教委員会が去る六月十四日の本会議において付託を受けました議案は、議第五十三号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分外九件でございますが、六月十八日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について、簡単に御報告いたします。

初めに、議第六十四号市長専決処分について及び議第六十八号から議第七十一号並びに議第七十三号までの六件の市長専決処分については、当局の説明を妥当と認め、いずれも全員異議なく承認されました。

次に、議第六十一号別府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について。これは消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の規定により、消防団員にかかる退職報償金の額の改定に伴い、条例を改めるものであるとの当局説明を妥当と認め、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十七号別府市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、及び議第六十三号和解及び損害賠償の額の決定については、当局の説明を了とし、全員異議なく可決されました。

議第五十三号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分であります。

教育委員会関係では、防犯ブザーについて、全国的な傾向であります。児童生徒の登下校時や放課後において、不審者・変質者による露出・声かけ・空き地への連れ込みなどが多発している現状を考慮するに、こうしたことを未然に防ぐため、安全の確保ということで今回、防犯ブザー購入の予算を計上した次第であるとの説明がなされました。

委員から、小学校入学時に支給した防犯ブザーは、中学校の卒業まで使えるのか、また支給後の管理についてどう考えているのかとの質疑がなされ、当局より、小学校で支給したものは小学校卒業時に回収し、中学校入学時に新たに支給するものとし、また、支給後の管理及び使用方法等の指導を各学校に徹底し、事故の未然防止に努めたいとの答弁がなされました。

次に、旧浜田温泉建物復元についてであります。

当局より、この予算計上は、旧浜田温泉の復元に充ててほしいと、市内の篤志家からの寄附金によるものであるとの説明がなされ、委員より、今回の予算計上に際し、寄附があったからすぐ建築するということは、甚だ疑問である。また、この建物はどのような利用目的を持って建築するのか、完成後の維持管理をどのようにするのかを明らかにせず建築するのはいかなるものか、寄附していただいた方に対しての説明は十分なされているのか、その方の意向が十分生かされているのか等々の質疑がなされ、当局より、建築に際しては十分に配慮いたしたいとの答弁がなされました。

採決に当たり、委員より、旧浜田温泉建物復元については、寄附をいただいた方や住民運動にかかわっていただいた方並びに地元住民の方や専門家の意見を踏まえ、一、施設の利用方法、二、管理運営の方法についての基本方針を作成し、着工前に当委員会に報告することの附帯決議を付し、議第五十三号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第二号）総務文教委員会関係部分については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案十件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（七番・猿渡久子君登壇）

○七番（猿渡久子君） 日本共産党議員団を代表して、反対の立場から討論を行います。

まず、議第六十号国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

六割に当たる低所得者が引き下げになるということについては、我々が主張をしてきたことであり当然のことですが、四割に当たる中間層が引き上げになることについては、今でも高く大変だという声が多い中、賛成するわけにはいきません。私たち日本共産党が行ったアンケートでも、七％の市民が「国保税が高過ぎる」と答えており、この市民の声にこたえて負担が軽減されるようにすべきです。

次に、議第七十号市税条例の一部改正についての市長専決処分についてです。

地方税法の改正に伴い、老年者控除の廃止、個人住宅税均等割の引き下げ、生計同一の妻に対する非課税措置の廃止などが打ち出されたものであり、市民の負担をふやすもので、反対です。これは、三位一体改革の看板による国から地方への財政支出大幅削減のもとで、地方自治体と国民の負担でその穴埋めを行うためのものであります。国民の負担をふやす一方で、大企業優遇のための制度は、維持・整備されています。均等割の引き下げの部分だけでも市民全体で二千万円以上の負担増になります。四十八万円の老年者控除の廃止は、国保税や介護保険料にも影響を与えます。

今、国民は深刻な不況下にあり、消費税増税が具体化されようとしている中、医療や年金の改悪に追い討ちをかけるような負担増の押しつけは行うべきではありません。

議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第六十号別府市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第七十号市長専決処分についてに対する委員長の報告は、これを承認すべきものとの報告であります。本件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第五十三号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第二号）に対する各委員長の報告は、その一部に附帯決議を付しいずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第五十四号平成十六年度別府市老人保健特別会計補正予算（第二号）から、議第五十九号別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、及び議第六十一号別府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてから、議第六十三号和解及び損害賠償の額の決定についてまでの以上九件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上九件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上九件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第六十四号市長専決処分についてから、議第六十九号市長専決処分についてまで、及び議第七十一号市長専決処分についてから、議第七十三号市長専決処分についてまでの以上九件に対する各委員長の報告は、いずれもこれを承認すべきものとの報告であります。以上九件については、各委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上九件は各委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第二により、議第七十四号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

○市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第七十四号は、本市監査委員として、櫻井美也子氏を選任いたしたいので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の同意を求めるものがあります。

何とぞ、よろしく願います。

○議長(清成宣明君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清成宣明君) お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清成宣明君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第七十四号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清成宣明君) 御異議なしと認めます。

よって、議第七十四号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第三により、議第七十五号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてから、議第七十七号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての以上三件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

○市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第七十五号、議第七十六号及び議第七十七号は、別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員として、松本洋子氏、高山進氏並びに佐藤靖彦氏を選任いたしたいので、地方公務員法第九条第二項の規定により、議会の同意を求めるものであります。



何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

まず最初に、上程中の議第七十五号は、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第七十五号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第七十六号は、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第七十六号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第七十七号は、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第七十七号は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第四により、報告第四号平成十五年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第十一号寄附受納についてまで、以上八件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（大塚利男君） 御報告いたします。

報告第四号は、平成十五年度別府市一般会計補正予算（第二号）及び（第六号）において、繰越明許費として議決をいただいた北部コミュニティーセンター整備事業外四事業について、報告第五号は、平成十五年度別府市公共下水道事業特別補正予算（第三号）において、繰越明許費として議決をいただいた公共下水道事業について、それぞれ繰越額が確定し、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により報告するものであります。

報告第六号から報告第九号までの四件は、本市が出資を行っております法人について、その経営状況を説明する書類を、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により提出するものであります。

まず、報告第六号は、別府市土地開発公社の平成十五年度事業報告書の提出についてであります。

用地処分事業といたしましては、日豊本線関連用地及び西別府団地用地を本市に売却し、その一部を借入金の償還に充てるとともに、保有土地の有効利用を図るため、附帯等事業において保有土地の賃貸を行いました。今後とも、用地の処分事業、保有土地の有効利用等を推進してまいりたいとの報告であります。

次に、報告第七号は、財団法人別府市総合振興センターの平成十六年度事業計画書の提出についてであります。

独自事業として、温泉給湯事業等の五事業、受託事業として野営場事業等九事業、計十四事業を実施し、健全経営体制の強化を図るとともに住民福祉の向上に寄与したいとの報告であります。

次に、報告第八号は、財団法人別府商業観光開発公社の平成十五年度事業報告書の提出についてであります。

公社は、施設経営の譲渡に伴う借入金の返済事務等を行ってまいりました。今後とも、これらの事務を円滑に遂行してまいりたいとの報告であります。

次に、報告第九号は、財団法人別府速見・東国東中小企業勤労者福祉サービスセンターの平成十五年度事業報告書及び平成十六年度事業計画書の提出についてであります。中小企業勤労者等の福祉の向上等を図るため、共済給付事業、健康管理事業、余暇活動事業、その他事業を実施するとともに、広報宣伝活動を行うことにより、平成十五年度においては五百八十二事業所、会員千二百三十四名を数え、その増加を図ることができました。平成十六年度においては、これらの事業内容の充実とより一層の会員の拡充を図り、信頼されるセンターを目指してまいりたいとの報告であります。

報告第十号は、市道上の事故外三件の和解につきまして、地方自治法第百八十条第一項の規定により専決処分いたしましたので、同条第二項の規定により報告するものであります。

報告第十一号は、寄附受納の報告であります。観光関係、商工関係、公園緑地関係及び教育関係におきまして御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上八件につきまして、御報告いたします。

○議長（清成宣明君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。  
以上八件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第五により、議員提出議案第四号地球温暖化防止のための森林吸収源対策の  
確実な推進を求める意見書から、議員提出議案第十号地方分権を確立するための真の三位  
一体改革の実現を求める意見書まで、以上七件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第四号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（三十一番・村田政弘君登壇）

○三十一番（村田政弘君） 議員提出議案第四号は、お手元に配付してあります意見書  
を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

我が国の森林は、木材の供給はもとより、国土の保全、良質な水の安定的な確保など、  
多面的機能を有しており、豊かな国民生活を送る上で欠くことのできないものとなってい  
る。特に近年では、地球温暖化の主要な原因である二酸化炭素の吸収・貯蔵源としての役  
割が期待されている。

京都議定書では、我が国が国際的に約束した温室効果ガス削減目標六％のうち、三・九  
％を森林による吸収量で確保することとしていることから、削減約束の達成には適切な森  
林整備・保全の推進が不可欠なものとなっている。しかしながら、我が国の森林整備を担  
う林業は、国産材需要の減少等を要因とする木材価格の低迷等により、採算性が大幅に悪  
化している。この結果、我が国の森林は、間伐などの手入れが十分に行われない人工林や  
伐採後植林が行われない、いわゆる植栽未済地が増加するなど、このまま推移すれば二酸  
化炭素の吸収量の減少、森林の持つ多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念されている。

このため、森林整備に必要な財源を確保し、あわせて国産材の利用を推進することによ  
り、森林吸収源対策を着実に進めていくことが極めて重要であり、この対策の推進は、林  
業の活性化はもとより山村地域の振興にもつながるものである。

よって、国においては、森林整備の諸対策を一層充実させ、森林の持つ多面的機能を高  
めることとあわせ、温暖化対策税の創設とその税を森林整備を推進するための新たな財源  
として位置づけ、地球温暖化防止のため森林吸収源対策の確実な推進と林業の活性化並び  
に山村振興を図られるよう、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年六月二十三日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 殿

財務大臣

農林水産大臣

環境大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第四号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第五号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十番・平野文活君登壇）

○十番（平野文活君） 議員提出議案第五号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 最低賃金の引き上げと制度の抜本改正を求める意見書

この五年間に正規雇用が四百万人も減少し、派遣、パートなどの不安定雇用が三百七十万人もふえています。特に若者は五人に一人がフリーターです。これは多くの大企業が正社員を減らしながら、いつでも解雇できる非正規雇用に切りかえているからです。さらに政府が「雇用の構造改革」などと言って企業のリストラを応援してきたからです。こうした中で、正規雇用と非正規雇用の賃金格差は広がる一方です。フルタイムとパートタイムの一時間当たりの賃金格差は、ドイツで八二・五％、フランスで七三・〇％ですが、日本では四九・七％です。この格差是正のためにEU（ヨーロッパ連合）では、九七年にはパート労働者、九九年には有期雇用に対して、さらに二〇〇二年には派遣労働者の「均等待遇」のルールづくりが進んでいます。ところが日本では、派遣労働よりもっと劣悪な業務請負が急増しているにもかかわらず、何の対策もとられておりません。

人間を物のように使い捨てる劣悪な労働条件がまかり通る原因の一つに、最低賃金が異常に低いという問題があります。最低賃金制度は、憲法第二十五条を受けて定められた制度です。最低賃金額は「労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力を考慮して決める」（最低賃金法三条）とされています。しかし、現実の最低賃金は生活保護基準よりも低く、法で定められている生計費原則が無視されております。非正規労働者の異常な低賃金を底上げするためにも、個人消費を高め景気回復を図るためにも、次のことを強く求めるものです。

- 一、地方最低賃金の改定に当たっては、少なくともその地方の生活保護基準を上回ること。
- 二、国民の生存権を保障した憲法第二十五条に基づき、新しい全国一律の最低賃金制度を創設すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出いたします。

平成十六年六月二十三日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長 殿

内閣総理大臣

厚生労働大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第五号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第六号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十四番・野田紀子君登壇）

○十四番（野田紀子君） 議員提出議案第六号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 介護保険の改善を求める意見書

介護保険は、平成十二年四月の施行後五年を経て、法に基づく全般にわたる検討と見直しの時期を迎えております。この間、高齢化の進行と制度の周知などが相まって、要介護認定者がスタート時の約二百十八万人から、平成十五年十二月には約三百七十六万人へと約七割増加し、制度改善への国民の願いは切実になっております。

ところが、被保険者の拡大や給付対象の縮小、利用料の引き上げ、入所者の食費・居住費の自己負担の導入、障害者施策との統合などを検討する動きが伝えられ、高齢者と家族、関係者、国民の中に懸念が広がっております。介護保険を安心して利用できる制度へ改善することは、国民共通の願いであります。

よって、政府におかれては、介護保険制度の見直しに当たって、左記の点に十分留意されるよう要望いたします。

#### 記

- 一、介護保険料・利用料の引き上げや給食費・居住費の自己負担を導入しないこと。国庫負担を引き上げること。
- 二、保険料・利用料の低所得者向けの免除・軽減制度を国の制度として整備すること。
- 三、特別養護老人ホームを初めとする基盤整備及び介護予防対策の拡充を図ること。
- 四、障害者支援費制度との統合を行わないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出いたします。

平成十六年六月二十三日

#### 別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長 殿

内閣総理大臣

厚生労働大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。  
上程中の議員提出議案第六号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第七号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（七番・猿渡久子君登壇）

○七番（猿渡久子君） 議員提出議案第七号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

生活保護制度に関わる国庫補助削減などの中止を求める意見書

現在、長引く不況やリストラ、倒産・廃業などに加え、病気などにより、やむを得ず生活保護費の支給を受けざるを得ない世帯が急増しています。

ところが、政府の方針では、平成十六年度に老齢加算の廃止や「物価スライド」による生活扶助基準の〇・二％引き下げを実施するのを初め、平成十七年度には、さらに生活扶助基準の引き下げと国庫負担率を現行の四分の三から三分の二に引き下げることが示されています。

生活保護制度は、日本国憲法第二十五条の「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に基づいて、国の責任で設けられたセーフティ・ネットです。平成十五年度にすでに扶助基準が〇・九％引き下げられており、これ以上の保護費の引き下げは、保護世帯の別府市民の生活に不安を与えるものです。また、国庫負担の割合についても、国の責任にふさわしく、当初、十分の八であったものが十分の七、そして四分の三にと次第に市町村の負担が大きくなり、現在に至っています。現行の負担割合になった平成元年に、大蔵・自治・厚生三大臣でこれを恒久化することで合意し、閣議でも了承されたものであり、これ以上市町村の負担割合をふやすことは、地方財政を大きく圧迫するものです。

以上の主旨にもとづき、下記の事項について、その実現を求めるものです。

- 一、物価スライドによる生活扶助基準の引き下げはしないこと。
- 二、老齢・母子加算の廃止などはしないこと。
- 三、生活保護への現行の国庫負担率は削減しないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年六月二十三日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

財務大臣 殿

厚生労働大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第七号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第八号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十五番・堀本博行君登壇）

○十五番（堀本博行君） 議員提出議案第八号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 介護予防対策の拡充を求める意見書

我が国は、団塊の世代が六十五歳以上になる今後十数年の間に、急速に人口の高齢化が進む。そうした中、目指すべき社会の姿は「元気な高齢者が多い社会」であり、高齢者が健康を保持し、生涯にわたって生き生きと暮らせる社会を築くことが重要な課題である。ところが、平成十二年四月の介護保険施行後の状況を見ると、スタート時の要介護認定者が、約二百十八万人から平成十五年十月には約三百七十一万人へと約七割増加し、高齢者に占める要介護認定者の割合も当初の一〇％から一五％へと上昇している。特に看過してならないことは、軽度の認定者の増大（全体の伸び率七〇％に対し、要介護度一、一一五％、要支援九〇％の増加）と、軽度の人ほど重度化している割合が高いということである。こうした観点から、高齢者が生涯にわたって生き生きと暮らすためには、これまで力が入れられてきた健康増進・疾病予防のさらなる拡充・強化とあわせて、要介護状態にならないようにするための介護予防策が一層の重要性を増している。



介護保険制度は施行後五年を目途として制度全般に関する必要な見直し等を行うこととされているが、その際、現行制度における要支援や要介護度一の軽度の方々の健康増進策の強化を図るとともに、認定外の虚弱の方々を要介護状態にさせないよう新たな介護予防サービスを創設するなど、介護予防対策に全力を挙げるべきである。

さらに、政府においては、我が国の高齢化のピーク時を視野に入れて、「介護予防十カ年戦略（仮称）」を立て、全国の市町村に介護予防サービス拠点を整備するとともに、効果のある介護予防プログラムを開発するなど、介護予防対策のさらなる拡充を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成十六年六月二十三日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第八号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第九号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（三番・市原隆生君登壇）

○三番（市原隆生君） 議員提出議案第九号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

若年者雇用政策の拡充を求める意見書

近年、若者の働き方は多様化し、特に定職を持たず、さまざまな職業を渡り歩くフリー

ターの数は増加傾向にあります。内閣府の「国民生活白書」（平成十五年度版）によると、フリーターの数は二〇〇一年時点で四百七十七万人（十五歳から三十四歳）に達しています。みずからの夢の実現のためにフリーターの道を選ぶ人もいますが、正社員を志向しながらやむを得ずフリーターになる人も七割を超えるという指摘もあり、大きな社会問題になっています。フリーターであることは、生き方の問題として決して悪いと決めつけることはできませんが、民間の研究機関の調査によれば、フリーターをずっと続けた場合の生涯賃金は正社員の約四分の一、年金受取額では正社員の半分以上という試算もあります。フリーターを続けることは、生涯において大きなデメリットやリスクをもたらすことは明らかです。また、社会全体としても、フリーターの増加は、我が国の経済成長を阻害する要因にもなると指摘されています。

若者の雇用情勢は依然として厳しいものがあり、政府においては「若者自立・挑戦プラン」の強力な推進を図るとともに、さらに、学校教育の段階から職業教育の充実や、進路・就業への連携、また、生涯にわたる職業能力習得に対する支援対策の強化などを図り、フリーターなど若年者の雇用問題の解決に、全力で取り組むよう要望します。

#### 記

- 一、「若者自立挑戦プラン十カ年戦略」の策定を実施すること。
- 二、学校教育において子供が将来社会人・職業人として自立できるための教育を提供し、小・中学校等において、土曜日を活用して、大学生などのボランティアによる補習授業や職業体験活動、文化芸術体験活動などの土曜授業が実施できるよう必要な整備を図ること。また、子供に働くことの意義を十分に理解させるため、保護者、地域住民や地元企業、NPOなどと連携し、中学校の第二学年時に一週間程度の職業体験活動を導入すること。
- 三、学校におけるキャリア教育を支援するため「キャリア教育推進協議会」を各都道府県の教育委員会のもとに設置すること。また、高等学校における進路・就職指導において、商工会議所などと連携し、企業などからの人材を「ライフプランアドバイザー」として学校に派遣すること。
- 四、英国で実施されている、生涯にわたる能力開発の新たな仕組みとして、パソコン等を活用してさまざまな場所で職業教育プログラムを気軽に受講できるシステム「日本版ラーンダイレクト」を創設すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成十六年六月二十三日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

経済産業大臣 殿

文部科学大臣

厚生労働大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第九号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（一番・長野恭紘登壇）

○一番（長野恭紘君） 議員提出議案第十号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているところであるが、本市の地域経済はいまだ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっている。しかしながら、平成十六年度における国の予算編成は、三位一体改革の名のもとに、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われたが、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾である。特に平成十六年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来している。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方のもとに、去る六月四日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」が閣議決定されたところであるが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極め

て重要である。

よって、政府及び国会においては、二年目を迎える三位一体改革が、地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、以下の事項についてその実現を強く求める。

#### 記

一、地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。特に地方交付税総額は、平成十五年度以前の水準以上を確保すること。

二、税源移譲については、平成十七年度において基幹税による三兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。

三、国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。

四、三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成十六年六月二十三日

#### 別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

経済財政政策担当大臣

総務大臣

財務大臣

殿

経済産業大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略

し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第六により、別府市農業委員会委員の推薦を行います。

（推薦予定者除斥）

○議長（清成宣明君） 本件に関しましては、昨年の第二回市議会定例会において本市議会が推薦いたしました農業委員会委員の、

永井 正君

内田 有彦君

首藤 正君

村田 政弘君

以上四名の方々から、農業委員会会長あて、平成十六年七月十九日付をもって委員を辞任する旨の届出がなされております。これに基づいて市長より議長あてに後任者の推薦依頼がありました。よって、この際、本市議会が推薦した方々の辞任が、平成十六年七月十九日付けで決定した場合における後任者の推薦を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、農業委員会委員の後任者の推薦を行うことに決定いたしました。

農業委員会委員の後任者四名の人選の方法については、指名推選の方法により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、人選の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

別府市農業委員会委員の後任として

十番 平野 文活君

十八番 後藤 健介君

二十八番 浜野 弘君

三十番 朝倉 斉君

以上四名の方々を指名いたします。

ただいま議長において御指名いたしました四名の方々を別府市農業委員会委員の後任として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、さきに当市議会が推薦した現農業委員会委員の方々の辞任が七月十九日付で承認された場合に、ただいま御指名いたしました四名の方々を後任の農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

（除斥者入場）

○議長（清成宣明君） 次に、日程第七により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成十六年第二回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成十六年第二回市議会定例会を閉会いたします。

午前十一時十四分 閉会